

江津市長田鉄の関連史料

角田徳幸
中安恵一

はじめに

長田鉄の一端を垣間みることとしたい。

一・長田鉄の概要

長田鉄は、島根県江津市渡津町に所在する。江の川東岸、河口より二キロほど入ったところにあり、日本海・江の川水運の拠点であった郷津湊（江津市江津町）の対岸に位置する（図1）。

江の川下流域から石見東部の日本海沿岸部には、砂鉄・木炭などの原材料や、製鍊した銑鉄を廻船で輸送した、いわゆる「海（川）のたたら」が分布する（角田一〇一四、一二六〇一三五頁）。長田鉄（渡津鉄）はその一つであり、文化二年（一八〇五）の「銑鉄下直ニ付鉄師一統立会申談ル一件」（島根県一九六五、一六四〇一六七頁）、文化四年（一八〇七）の金屋子神社「勧進帳」（鉄の道文化圏推進協議会編一〇〇四、四一二頁）、天保七年（一八三六）の「石見銀山領鉄山師惣代答申」（江津市誌編纂委員会一九八一a、一一七八一八〇頁）に記載がある。しかしながら、長田鉄の施設など状況がわかる史料は知られていない。

現地は、鉄が想定される平坦面と金屋子神社跡が確認できる。平坦面は樹木が繁茂するため明確ではないが、鉄建屋が置けるだけの十分な広さがある。それより下側の斜面には、夥しい量の鉄滓が廃棄される。金屋子神社跡は、鉄の横に位置し、石組みの階段（参道）や石組みの祠台座が残る。祠台座の上では、銑鉄製の鳥居を採集した（図2）。鳥居形に彫った鋳型に銑鉄を流し込んだもので、製鉄炉から抽出した銑鉄で作り、奉納したものとみられる。祠台座の横には、山内墓一基があるほか、周囲に燈籠など石造物の部材が散乱している。

現状で確認できる石造物の銘文は、表の通りである。最も遡るのは寛政二年（一七九〇）の山内墓で、鉄折所元師として過屋政右衛門、支配人田中元兵エ・次良兵衛・問屋政平の名がある。これに続く文政五年（一八二二）の燈籠は、願主山根権氏が江津市内にあった古物商より一括で購入したものである。今年度、同氏からの申し出により、島根県立古代出雲歴史博物館が寄贈を受けた。

本稿では、新館蔵史料の概要を紹介するとともに、これまで実態が不明であった

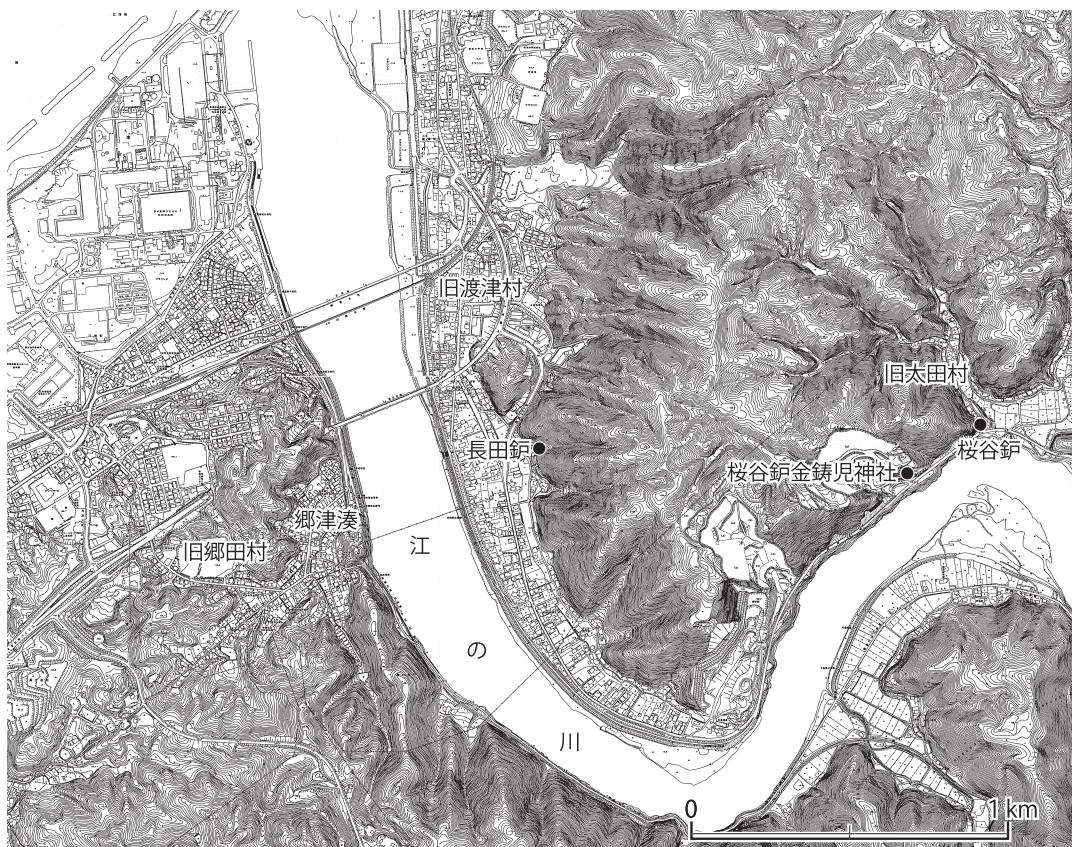


図1 長田鉱の位置

右衛門である。天保一四年（一八四三）の燈籠は願主名が読めないが、同じ年紀のものが別にあり、和木屋太工門と記される。安政四年（一八五七）の燈籠には、金比子神、願主久手浦支配人岡田次良兵衛とある。最も後出するものは明治四年（一八七一）で、願主は山口豊平とみえる。

長田鉱に関する史料は、前述の文化二年（一八〇五）の「銑鉄下直ニ付鉄師一統立会申談ル一件」と文化四年（一八〇七）の金屋子神社「勧進帳」が古い。前者には「長田 文左右衛門」、後者には「石州渡津村鑪所山内 村下周助 炭坂勘兵衛」とある。海軍省大河平才蔵による「島根県下製鐵場巡回復命書」には長田鉱の記載があり（加地二〇一七、一六二頁）、明治一五年（一八八二）まで波根西村岡田久次良により操業された。⁽¹⁾また、明治九（一八七六）～（一八八五）の村誌『皇國地誌』は、渡津村の物産として「銑質美一ヶ年出来高七千四百六拾貫目、越前又ハ攝津地方に輸送ス」と記す（江津市誌編纂委員会一九八二b、一二四頁）。

石造物と史料よりみると、長田鉱は遅くとも寛政二年には開業しており、過屋政右衛門の経営であった。文化二年は文左右衛門、文政五年は山根権右衛門、天保一

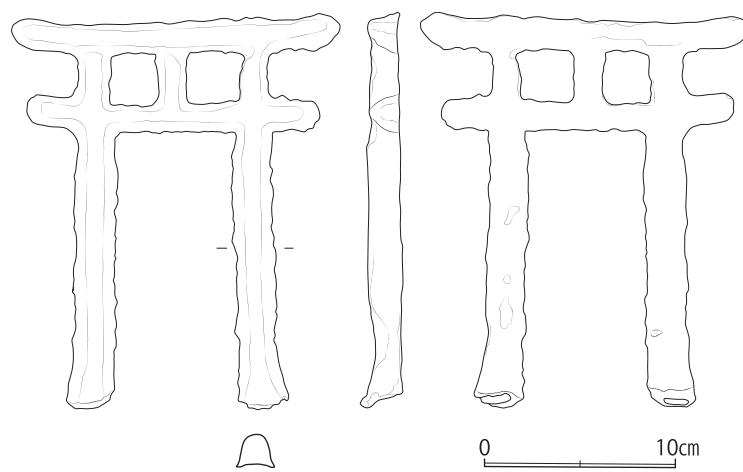


図2 長田鉱の銑鉄製鳥居

四年は和木屋太工門、安政四年は岡田次良兵衛、明治四年は山口豊平、明治一五年は岡田久次良の名がみえ、経営者の交代があつたようだ。明治一五年頃までは存続しており、銑鉄の生産があつたほか、北陸や大阪に販売されたことがわかる。

二 史料の概要

(一) 天保一二 鉢普請諸入用直積受合帳【史料1】

天保一二年（一八四一）九月、鉢の建屋を建設した際に、普請請負人の八神村大工兵吉・勘場支配人周右衛門・渡津村中屋政平が、「受相人」の太田村波積屋錫之助・八神村新屋忠右衛門・渡津村八神屋亀右衛門と連署で、邇摩郡西田村の殿居種蔵に提出した建築材料や人役の一覧である。これには鉢の名称については記載がないが、後述の「長田鉢懸り受けにつき諸小屋道具遣道具控」と宛先が同じ殿居種蔵であることなどから、長田鉢に関する史料と考えられる。別添の建物絵図は、建築材の本数など内容が一致することから付図といえる（図3）。

木材は、柱には栗、その他の構造材は松が使われる。大柱は八本あり、母屋を支える主柱である。長さは壱丈四尺（四二四センチ）、幅は壱尺壹寸（三三三センチ）あり、長く太い。次の柱一六本は長さが大柱と同じ長さの壱丈四尺で、大柱と柱筋が揃う柱が該当する。柱七五本は、長さ八尺五寸（二五七・六センチ）と短い。壁

表 長田鉢石造物銘文一覧

種別	年代	銘文
墓	1790年	南無阿弥陀佛 寛政二子二月十八日 鉢折所元師過屋政右衛門 山内中支配人 田中元兵工 次良兵衛 問屋政平 丁持中
燈籠	1822年	文政五年壬午年正月吉日 願主 山根權右衛門
燈籠	1843年	奉寄進 天保十四年卯三月吉日
燈籠	1843年	奉寄進 天保十四年卯三月吉日 願主 和木屋太工門
燈籠	1857年	金比子神 丁巳安政四年十二月吉日 願主 久手浦 支配人 岡田次良兵衛
燈籠	1871年	奉寄進 明治四未年 願主 山口豊平

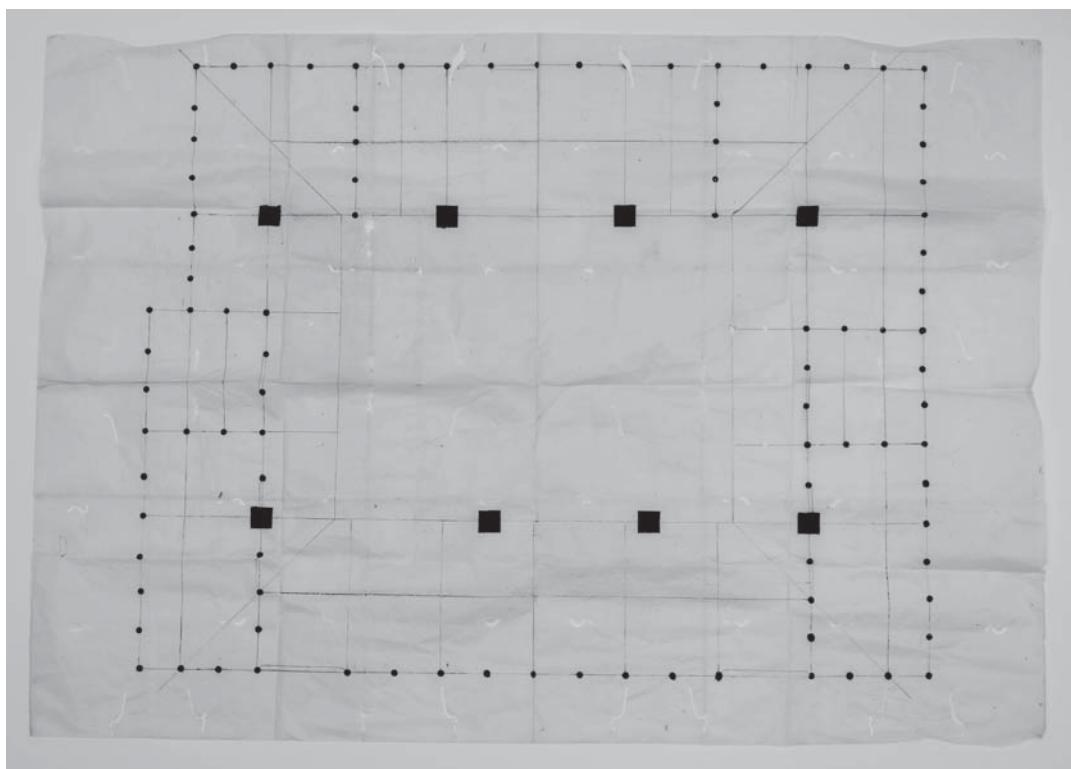
や間仕切りに使われたようで、大柱など壱丈四尺柱を除いた残りの柱本数と一致する。⁽²⁾

下大物は二本あり、長さは六間半（一一・八メートル）と長い。大柱の桁行が六間あり、半間長いが桁材とみられる。上大物も二本で、長さ四間半（八・二メートル）である。大柱の梁行が四間あり、これも半間長いが梁材とであろう。⁽³⁾ 横物は六本で、長さ三間半（六・三三メートル）、小屋組みの梁である。角木は四本で、長さ五間（九メートル）と長い。屋根の四隅に使われる材とみられる。

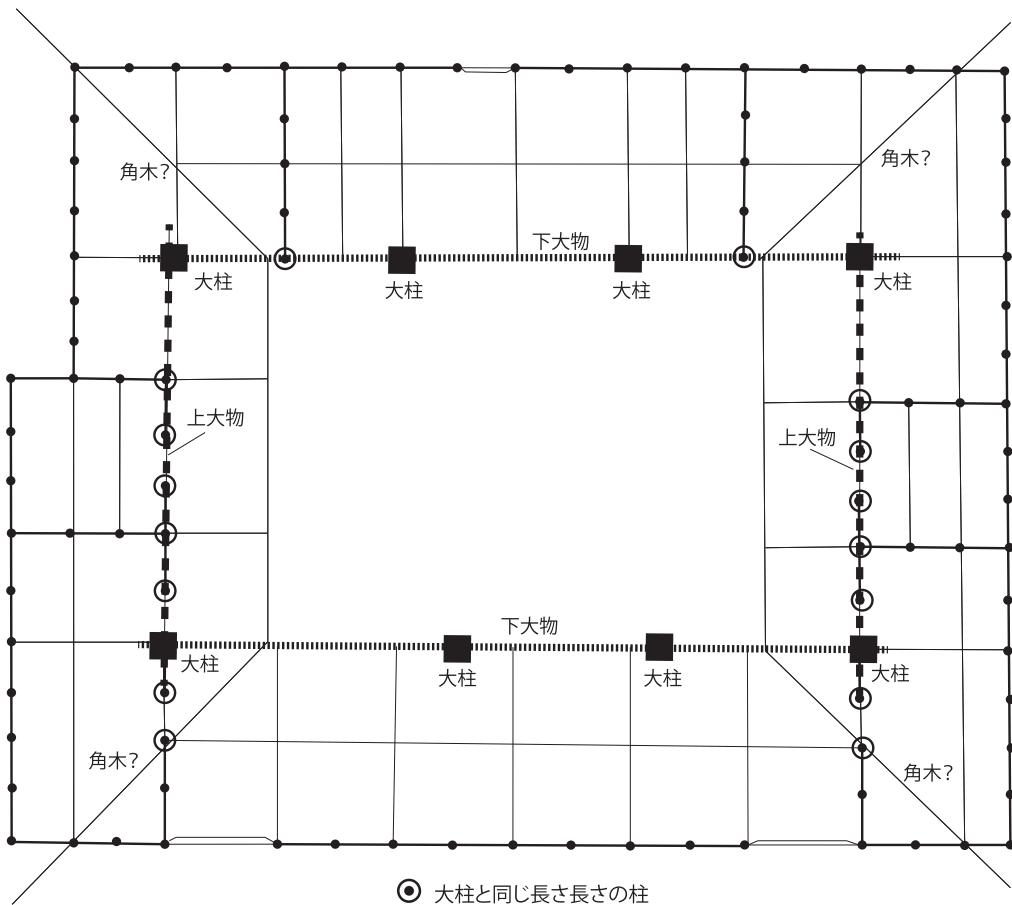
昇りは、長さ一丈七尺五寸（五・三メートル）が一二丁、一丈三尺（三・九四メートル）が八本ある。使い分けは不明だが、登り梁とみられる。まくさは、建屋平側に二ヶ所ある出入口上部に使われる材である。大塚は八本あり、梁の上に立て棟を支える材とみられる。つけは、鴨居を吊る吊り束とみられ、長さが四種類ある。貫は、柱の間に水平方向に通す材で、一三三間分ある。材の長さは二間で、六六本となる。瓦座は、軒瓦を安定させるため軒に平行に設ける。長さ一間の材が二〇丁とあり、四〇間分になる。建屋は桁行九間・梁行八間であり、軒の長さは合わせると三四間になる。残りの六間分は母屋に使われたとも考えられる。⁽⁴⁾ 合掌は、桁材である下大物の上に組まれる屋根材である。樽木は棟木より軒桁に架けられる垂木のこと、屋那賀は合掌材の上に直交してのせる材であろう。松板材の高地板・並板は、上屋根中央部に設けられ操業時には開ける火宇打に関わる材、あるいは瓦屋根の下地になる野地板とみられる。さな木は、続いて戸板の記載があることから、戸の棧と考えられる。

瓦は、合計七千枚を使う。瓦唐草・平瓦・角・袖・がんぶり・のし・割のし・太鼓・筒の各種がある。釘は一～六寸まで計七一六〇本を使用するが、うち二寸釘が五千本を占める。

建設作業には、平夫が延べ一二〇〇人役、左官一〇〇人役、木挽一五〇人役、大工四〇〇人役が見積もられている。これには山からの材木の搬出も含む。他に材木



1.天保12年 鉢普請諸入用直積受合帳付図



2.天保12年 鉢普請諸入用直積受合帳付図にみられる部材の位置

図3 長田鉢の吹屋

川下しとして、「五艘荷」の記載がある。

見積額は、材木一五貫八七五文・釘一九貫九〇五文・瓦二一九貫・賃金三二八貫など、合わせて六三〇貫八二五文である。人件費が若干多いが、材料費とほぼ半々となる。材料費は、材木と瓦がほとんどだが、瓦が四割に上る。

(二) 弘化四 長田鉱懸り受けにつき諸小屋道具遣道具控【史料2】

弘化四年（一八四七）一二月、久手浦の脇田屋多右衛門が「請相人」勘十郎、「証人」渡津村中屋政平と連署で、西田村の殿居種蔵に提出した長田鉱の施設や道具の借り受け一覧である。脇田屋多右衛門は、「来ル申ル丑迄ハケ年季掛受」、すなわち、嘉永元年（一八四八）より同六年まで、長田鉱の施設と道具類を借りて操業し、年季明けの暮にこの一覧と照合して破損品は修復、不足品は新調して返却するというものである。

施設は、勘場・吹屋・村下屋・炭坂屋・物置部屋・炭小屋二軒・小鉄洗場小屋・風呂小屋・入口門が書き上げられる。吹屋は、前述の天保一二年に建設されたものとみられる。管理・生産施設としては、山内経営の中心である勘場、山内の入口に門、吹屋、木炭を貯蔵する炭小屋二軒、砂鉄を精選する小鉄洗場、物置小屋があつたことがわかる。居住施設としては、技師長の村下屋、副技師長の炭坂屋、風呂小屋がある。建物は、勘場・吹屋・村下屋・炭坂屋が瓦葺きで、勘場には障子と畳が備えられる。村下・炭坂以外の労働者の住居については記載がない。⁽⁵⁾

吹屋の記載の後には、内部の施設や道具類が続く。天秤一艘は、製鉄炉の左右に備えられた天秤輪である。きろは、輪から炉に風を送る送風管で、三三本ある。価谷鉱の製鉄炉も片側一六本、計三三本であり、同規模の製鉄炉が想定できる（俵一九三三、九八・九九頁）。①大とうし・②中湯鑓・③鍵湯鑓・④小湯鑓・⑤はん懸・⑥湯撫・⑦かぎ（壱つかぎ）・⑧池鎌・⑨ほど突・⑩打抜・⑪鎖り・⑫まに桶・⑬泥桶は、『金屋子縁記抄』（石田一八二五）や『鑪吹床傳』（若宮町教育委員会編一

九九一⁽⁶⁾）にも記載がある操業用具である（図4）。

①大とうし・③鍵湯鑓は、操業中に炉基底部の湯池孔より炉内に挿入し、鉛の位置を下げ通風を良くするのに用いた（俵一九三三、一〇三百頁）。②中湯鑓・④小湯鑓も同様な道具である。『鑪吹床傳』によれば、はな上ヶは湯鑓の一種として記述され「鼻揚トテ小振ニテソリ持タル鎌」とある。⑥湯撫は、流出した鉄滓取り除くのに用いる。⑨ほど突き・⑩打抜は、保土穴に付いた鉄滓を落とし通風を維持する道具である。⑤はん懸は、操業終了後に炉を突き壊し、⑦かぎは炉壁を引き倒すのに使用する。⑪鎖りは、壊した炉から鉛を出すために掛けて引いた。⑧池鎌は、鉄池で冷ました鉛を破碎するための道具である。『金屋子縁記抄』では銑打鎌と呼んでおり、操業中に湯だまりに流し込んだ銑を割り取る際にも使ったであろう。⑫まに桶は、『金屋子縁記抄』の吹屋内施設配置図では「埴仕場」（土町）側に置かれており、製鉄炉の構築に関わるものとみられる。⑬泥桶もこれに類するであろう。

この他に用途がわかる道具には、節ぬきがある。送風管となる木呂竹の節を抜くのに用いる細い鉄棒である（鈴木ほか一九八三、三四・四二頁）。土鍬は、土町に広げた切り返し十分な粘性をもつようにするのに使われ、土きりは粘土を炉体として煉瓦状に積み上げるために切る土刀であろう。鉄はさみは、鉄鍔とみれば、銑打鎌で割り取った銑をはさみ取る用具である。渡し鉄は、三本あり、砂鉄焙焼炉に使われた可能性がある。⁽⁷⁾火番たごは、防火用水を入れた桶、うなり釜・うなり桶は、操業中に食事を提供した「うなり」の名が付いており、炊事用の釜と桶とみられる。吹屋で使う道具以外では、小鉄洗場で使う洗船・洗鍬・小鉄笈子がある。洗船は一艘とあり、山内に持ち込まれた砂鉄を入れ、洗鍬を使って精選した。小鉄笈子は洗った砂鉄を鉱へと運ぶのに使う。洗船は大小あつたようだが、二つあるのは価谷鉱と同様である（俵一九三三、二六一・一八頁）。



図4 『金屋子縁記抄』・『鑼吹床傳』所載の製鉄用具

三・若干の検討

(一) 天保二 鉄普請諸入用直積受合帳

史料にみえる鉄の建屋は、特徴からみて中央に製鉄炉を配置し、操業を行なう製鉄場である。建屋は、弘化四年の史料から「吹屋」と呼ばれたことがわかる。⁽⁸⁾その構造は、江の川を四キロほど遡ったところにあった江津市松川町の価谷鉄とよく類似する。

長田鉄は、一部が鉤形になるが、桁行九間（一六・四メートル）・梁行八間（一四・五メートル）の規模がある。価谷鉄は、桁行は同じ九間、梁行は七間（一二・七メートル）と一間ほど短い（図5）。母屋を支える柱は、長田鉄が大柱八本である。価谷鉄は、押立柱は四本であるが、その外側に一本ずつ、仲押立も含めれば九本もち、基本的には同じ構造といえる。長田鉄の大柱は、1～4は等間隔で並ぶが、5～8では7と8の間隔が広い。これは、製鉄炉を壊し中から鉛を出入口方向に引き出す際に、柱が妨げにならないよう柱間に7を寄せたためである。価谷鉄の柱間が出入口側のみ狭くなっているのと同様であり、製鉄場に特徴的な柱の配置である。母屋の周囲には、平側で二間、妻側に一間半の下屋が付き、平側の二ヶ所に出入り口がある。

吹屋内部の下屋には間仕切りがある。価谷鉄を参考に施設の配置を復元すれば、出入り口から見て奥側中央に小鉄町、その両側に炭町、表の中央に村下と炭焚、手前に番子の休憩所、裏の中央に炭坂・炭焚、手前に番子の休憩所、出入口の間は土町となるだろう。価谷鉄にはないが、小鉄町の奥には砂鉄を搬入するための小鉄戸口がある。⁽⁹⁾

吹屋の外観は、『鑪吹床傳』や大田市久利町山邊八代姫命神社の絵馬「鉄山大盛」に描かれたものに近い（図6）。『鑪吹床傳』所載の「鑪吹屋」は、桁行二間・梁行八間半で、長田鉄と比べると桁行で三間・梁行で半間大きい。平側の二ヶ所に

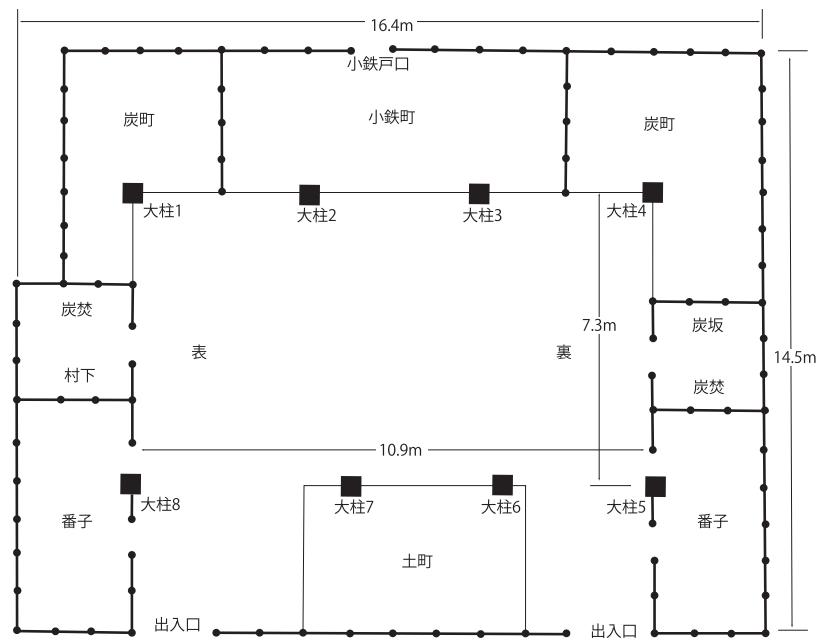
「大戸口」があり、平入りである点は同様である。屋根は二重構造で、母屋の周囲に下屋が付く。母屋は両端が瓦葺き、中央上が操業時に開口する火宇打となり、休業時には松板で閉じられた。下屋は瓦葺きである。母屋の両端には防火用水を溜める樽が描かれる。

絵馬「鉄山大盛」は、邇摩郡静間村（大田市静間町）の前原家が操業した静間村鉄の山内を描いたものである。その中央に描かれた吹屋は、やはり母屋の周囲に下屋が付き、平入りの構造をもつ。母屋は全体が板葺きで、中央上に火宇打があり、煙が上がる。火宇打を開閉する作業を行うために使う梯子のほか、両端には防火用水を入れる大甕がみえる。下屋は瓦葺きである。

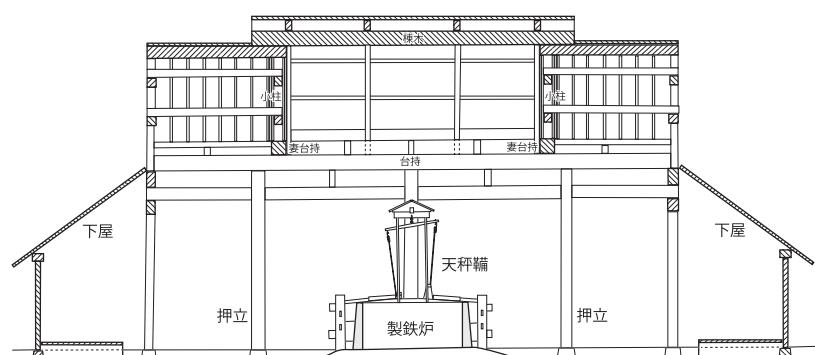
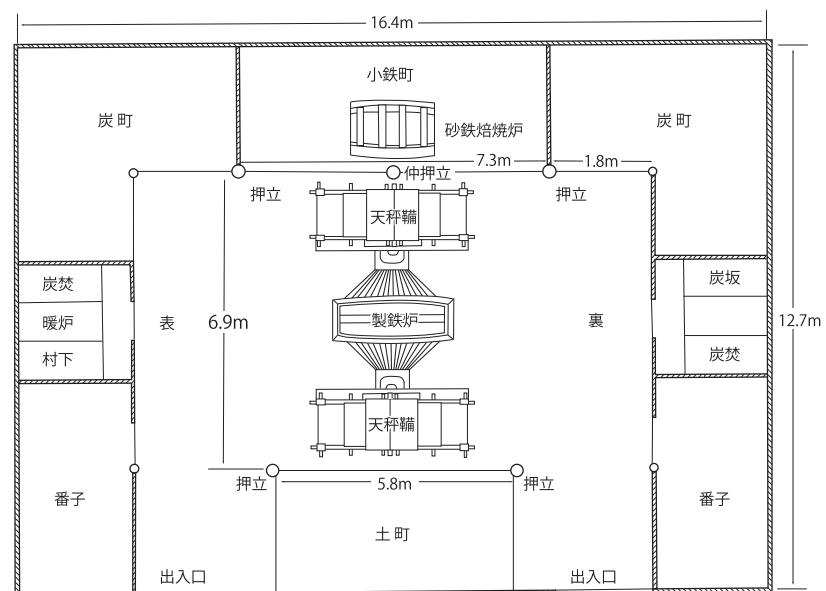
長田鉄の吹屋を描いた図は、建物の平面形しかわからないが、価谷鉄を含め、「鑪吹床傳」・「鉄山大盛」の吹屋に近い構造が想定される。俵國一は、製鉄場を平面形が隅丸方形の丸打と、長方形の角打または長打に分けており、価谷鉄は角打の代表例として取り上げられる（俵一九三三、二八～三六頁）。角打には、雲南省吉田町の菅谷鉄のように平面形が正方形のものもある。長方形のものを長打と呼ぶなら、長田鉄は長打ということになる。⁽¹⁰⁾

(二) 弘化四 長田鉄懸り受けにつき諸小屋道具遣道具控

この史料は、久手浦（大田市久手町）の脇田屋多右衛門が西田村（大田市温泉津町湯里）殿居種蔵より、嘉永元年（一八四八）から六年の年限で長田鉄の施設や道具を借り受け、操業するというものである。この史料にみえる脇田屋多右衛門は、嘉永元年以前から長田鉄を操業していたらしい。天保七年（一八三六）の「銑鉄出候場所相糺候趣申上候書付」によれば、長田鉄の稼人として「波根西村 多右衛門」の名がある（鶴田『江川特集 鑪』、加地二〇〇五、七四・七五頁）。波根西村は久手浦を含むことから同所であり、多右衛門は史料に残る年限より一二年前から長田鉄の稼人であった。多右衛門は太田村（江津市松川町）の桜谷鉄では、下稼掛人と

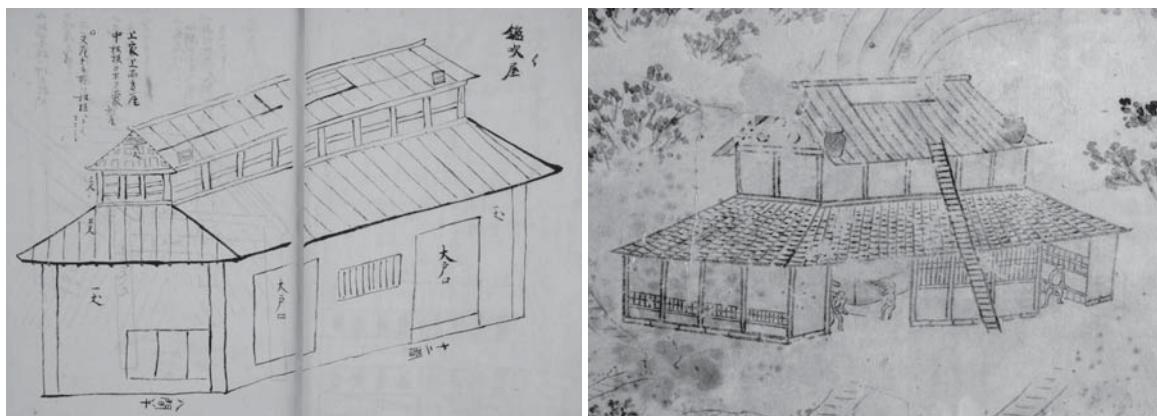


1.長田鉄



2.長田鉄

図5 長田鉄と値谷鉄



1.『鑪床吹傳』

2.山邊八代姫命神社「鉄山大盛」(部分)

図6 吹屋の外観

してもみえる。

稼人は鉱の権利をもつ経営者、下稼掛人は稼業を請け負う実質上の経営者とされる。つまり、脇田屋多右衛門は、長田鉱では殿居種蔵から稼人として鉱経営の権利を得て稼業する一方、桜谷鉱では稼人岩谷耕助の下稼掛人となり操業を委ねられていたのである。こうした鉱経営のあり方は、那賀郡では珍しくはなく、村外居住者が稼人や下稼掛人となることも多かったようだ（加地一〇〇五、七五頁）。

製鉄用具は、『金屋子縁記抄』や『鑪吹床傳』に対比できるものがあることは、既に述べたとおりである。このうち、大とうし・湯鑪・鍵湯鑪・湯撫は、銑押操業の記録がある価谷鉱の製鉄用具にもみえる（俵一九三三、九五・九六頁）。これらが銑押に特有の道具とはいえないが、共通性は窺える。

一方、『金屋子縁記抄』・『鑪吹床傳』・価谷鉱にはあるが、史料には記載のない道具がある。金力井（竈

権・ヘラ）、火サシ、シラベ、小鉄鋤（種鋤・前子スキ）である。金力井は製鉄炉の構築時に粘土を整形する道具、火サシ・シラベは炉に送風孔である保土穴を開け整える道具、小鉄鋤は炉に砂鉄を装入する道具である。これらは、製鉄作業には欠かせない道具で、施設・道具の一切を借用して操業を始めようとする本史料に記載がないのは理由がある。

菅谷鉱には、明治三八年（一九〇五）の「有物引渡取調帳」がある。これは、同鉱の支配人が交代する際に書き上げられた物品の引継書で、帳簿類をはじめ、砂鉄・大炭などの原材料、鋼・鋤・銑などの在庫量、生産用具から生活用具に至るまであらゆるものが列挙される（石塚編一九六八、一七一～一九二頁）。その「鉱押用具」の中にも、金がい・種鋤・火捕しは含まれていない。これらは、村下が製鉄炉の構築や砂鉄の装入に使う道具であり、個人所有であった可能性がある。⁽¹¹⁾貸借や引き継ぎの対象となる道具ではなかったことが、史料に記載がない理由として考えられる。

おわりに

長田鉱は、日本海水運の拠点であった郷津湊の対岸に位置する「海のたら」である。寛政二年（一七九〇）には操業しており、明治一五年（一八八二）頃まで九年余は稼働が確認できる。存続期間が長いのは、水運により原材料を確保でき移転の必要がない「海のたら」に共通する特色である。

一方、その経営は、鉱を建設した所有者ではなく、施設や付属の道具類を一定の年限で借り受けた稼人によって行われていた。史料にみえる久手浦の脇田屋多右衛門は、天保七年（一八三六）には長田鉱の稼人になつており、嘉永元年（一八四八）から六年の懸かり受けどおりであれば、二〇年程度は操業したことになる。⁽¹²⁾長田鉱が当初からこうした形で操業されたかどうかは確認できないが、山内の石造物に過屋政右衛門、山根権右衛門、岡田次良兵衛、山口豊平など多くの名が残るのは、彼らが稼人として経営に当つたことを窺わせる。

山内の施設は、勘場・吹屋・村下屋・炭坂屋・物置部屋・炭小屋・小鉄洗場・風呂小屋のほか、跡地が残る金屋子神社からなっていた。中心施設である吹屋は、伍谷鉄など江津市から大田市沿岸にかけて展開した鉄との共通性があり、吹屋の地域性がよく窺える。また、操業に使われた道具類についても、天秤輪をはじめ、どのようなものがあつたのか詳細に知ることができた。

生産状況は、近世については、史料がなく直接明らかにできない。⁽¹³⁾ しかしながら、

施設や道具類は周辺の鉄と変わることではなく、特異な操業が行われたとは考えにくい。

明治時代には、砂鉄は近隣の那賀郡浅利村・嘉久志村・和木村（江津市）など、木炭は江の川流域の邑智郡田津村（江津市桜江町）・川本村（川本町）・柏淵村・都賀行村（美郷町）などから集められ、一回の操業で鉛三八貫（〇・一トン）・

鉛九八七貫（三・七トン）が生産された。明治一五年の生産高は、鉛七九八貫（三

トン）・三〇七九二貫（一・五・五トン）、合計三一五九〇貫（一・八・五トン）

で、鉛が九七ペーセントを占める。⁽¹⁴⁾ 水運により原料の砂鉄・木炭を調達し、もっぱ

ら鉄を生産して廻船で販売するのが江の川下流域における鉄生産の特色であり（角

田一〇〇八、一四〇一七頁）、長田鉄でも同様な経営が行われたことがわかる。

史料の調査に関連して行つた長田鉄の現地踏査では、跡地が良好な状態で残されていることを確認した。沿岸部に立地する「海のたらら」は後世大きな改変を受けたものも少なくない。長田鉄は、「海のたらら」の典型例といえるものである。今後、現地の測量や石造物調査を行つてその実態解明が進むことが期待される。

なお、本稿をなすに当たつては次の方々からご指導・ご協力を賜わりました。ご芳名を記して謝意を表します。

石田 彰・加地 至・加藤清和・木本泰一郎・國井加代子・小松原峰雄・櫻井久生・清水範行・竹口浩司・樋野俊晴・持田直人

註

(1) 国立公文書館アジア歴史資料収蔵センターデジタルアーカイブ「大河原権少匠司外

1名島根県下製鉄場為巡査派遣の末帰京復命の件」所収の「島根県製鐵高一覽表」には、明治一四・一五年（一八八一・八二）の記載があるが、明治一六年についてはない。同年に休業または廃業したことが考えられる。

(2) 柱の幅に統く「飛づら」は太鼓仕上げ（角は曲面が残った状態）、「角同断」は四面を平滑に仕上げたものをいう。木本泰一郎氏のご教示による。

(3) 柄材、梁材を下大物、上大物と呼ぶ例は、『金屋子縁記抄』二巻にある（石田一八二五）。部材が柄間・梁間より長いのは、柱の枘孔に通した柄材・梁材の枘を栓で留めて固定する留め代が必要なためである。

(4) 江津市松川町の伍谷鉄は、母屋の周囲に下屋をもち、屋根は二重構造となる（俵一九三三、三三〇三六頁）。下屋は瓦葺き、母屋は中央の開口部を除く両端が瓦葺きであった。

(5) 伍谷鉄は、製造場・帳場兼砂鉄洗場・納屋・炭納屋のみで、居住施設はなかった。労働力は休廃業した近くの鉄山内、あるいは近隣の農村から雇用された可能性が指摘されている（加地二〇〇五、二六頁）。

(6) 『金屋子縁記抄』は那賀郡太田村（江津市松川町）の庄屋で、桜谷鉄を経営した石田春律が文政八年（一八二五）に著した。『鑪吹床傳』は、那賀郡浅利村（江津市浅利町）出身で、真名子鉄山所（福岡県北九州市）手代の藤川利右エ門が書いた秘蔵書を文久二年（一八六二）に書写したものである。両書は、江の川下流域の鉄を基に記されたものである。

(7) 伍谷鉄の小鉄町には、製鉄炉に装入する前に砂鉄を焙焼した炉がある（俵一九三三、五七頁）。粘土壁二列の間に銑鉄板四枚を渡し、その上で木を燃やし砂鉄を焼いた。渡し鉄は、その銑鉄板とみることもできる。

(8) 製鉄場の建屋は、高殿と呼ばれることが多い。これは、伯耆の鉄山師下原重仲が著した『鉄山必用記事』に「高殿」という名称があることを参考に、俵國一が著書『古來の砂鉄製鍊法』において使用したものである（俵一九三三、一八〇三六頁）。たたら吹製鉄が行われたすべての地域で、高殿という名称が使われていたわけではない。

(9) 小鉄町にある砂鉄搬入用の戸口は「粉鉄（小鉄）戸口」と称され、『鉄山必用記事』に記載がある（館説一〇〇六、八三頁）。

(10) 長打とみられる鉄は、『金屋子縁記抄』四巻（石田一八二五）や『石見鉄山史』（三浦一九四一）にもある。

(11) 仁多郡奥出雲町原鉢や鳥取県日野郡日南町大谷鉢の村下であった狭間平作が使用し

た製鉄用具には、釜がい・木呂差し・火挿し・しらべ・種すきがある。これらは狭間

家で受け継がれたものであり、個人所有であつたと考えられる（角田二〇一九、六七

・七三頁）。

(12) 安来市広瀬町西比田の金屋子神社参道には、「天保十四年卯十月吉日 十一丁 石畠

久手津脇田屋太右衛門」と記された町石がある。脇田屋多右衛門が長田鉢の稼人として建てるものとみられる。これに続く町石には、「天保十四年卯十月吉日 十丁 石

畠渡津村原屋竹五郎」とある（鉄の道文化圏推進協議会編二〇〇四、三五頁）。長田

鉢が所在する渡津村の原屋竹五郎が同じ日付で、脇田屋多右衛門と並ぶ位置に寄進したものであり、竹五郎は多右衛門とともに長田鉢の操業に関わった可能性がある。原

屋（高原）竹五郎は、安政四年（一八五七）には山口県萩市の大板山鉢の稼人であつたことが確認できる。同鉢の吹屋は桁行九間・梁行七間の長打、瓦葺きで、石見の吹

屋に類似する（渡辺一九九七、三一七・三一八、三一八・三三一頁）。

(13) 江津市桜谷町大貫の中村久佐衛門家文書（古代出雲歴史博物館寄託）には、長田鉢

の大炭について記載した次の史料がある。「壬天保三 濑尻鑪所 大炭引合勘定扣

辰年分 巳年分 恵口御鑪所 桜谷鑪所 長田鑪所」「天保三年 濱原村西田屋 長

田鑪 桜谷鑪 長良鑪 大炭引合扣 辰閏十一月十六日」。

(14) 国立公文書館アジア歴史資料収藏センターデジタルアーカイブ「大河原権少匠司外

1名島根県下製鉄場為巡査派遣の末帰京復命の件」による。

参考文献

- 石田春律一八二五『金屋子縁記抄』（石田彰複製一九九四）
石塚尊俊編一九六八『菅谷鑪』島根県教育委員会
角田徳幸二〇〇八「江津市桜谷鉢金鑄児神社と江の川下流域の鉄生産」『たたら研究』第
四八号
角田徳幸二〇一四『たたら吹製鉄の成立と展開』清文堂出版
角田徳幸二〇一九「狭間家製鉄関連資料」『古代文化研究』第二七号 島根県古代文化セ
ンター
角田徳幸二〇一五「石見沿海東部の在来製鉄業と価値鉢」『価値鉢跡発掘調査報告書』島
根県古代文化センター・島根県埋蔵文化財調査センター
加地 至二〇〇五「石見沿海東部の在来製鉄業と価値鉢」『価値鉢跡発掘調査報告書』島
根県古代文化センター・島根県埋蔵文化財調査センター
加地 至二〇〇五「明治期在来製鉄業の諸類型と価値鉢たら」『二〇〇五年度秋季社会鉄
鋼工業部会シンポジウム論文集 中中国地方のたら製鉄の成立と発展』日本鉄鋼協会

加地 至二〇一七「明治前半期における砂鉄製鍊業の意義」『たら研究』特別号（六〇
周年記念論文集）たら研究会

江津市文化財研究会編二〇〇二『江津市の地名』江津市教育委員会
江津市誌編纂委員会編一九八二-a『江津市誌 上巻』江津市
島根県一九六五『新修島根県史 史料篇3 近世下』

彰国社 一九九三『建築大辞典』

鈴木卓夫ほか一九八三『日刀保たら写真記録（用具類等）資料報告書』日本美術刀剣保存
協会

館 充訳一〇〇八『現代語訳鉄山必用記事』丸善
俵 國一一九三三『古來の砂鉄製鍊法』丸善

鶴田真秀『江川特集 鑪』（江津市立図書館蔵、手稿）

鉄の道文化圏推進協議会編二〇〇四『金屋子神信仰の基礎的研究』岩田書院

三浦庄市一九四一『石見鉄山史』（島根県立図書館蔵、手稿）

目次謙一編二〇〇五『価値鉢跡発掘調査報告書』島根県古代文化センター・島根県埋蔵文

化財調査センター

若宮町教育委員会編一九九一『大鳴たら・御別館関係史料』

渡辺一雄一九九七「大板山たら製鉄遺跡－萩藩領における石見系鑪の一事例」『熊本大

学文学部考古学研究室創設二十五周年記念論文集 先史学・考古学研究II』龍田考古学会

渡辺一雄二〇一二『大板山たら製鉄遺跡発掘調査報告書』萩市歴史まちづくり部文化財

保護課

The four scrolls show the following data extracted from the documents:

 卷一 (Top scroll):

- 一 大枝八车 但長毛人 太枝八車 但長毛人
- 一 枝桂六车 但尼子毛人 東枝 桂六車 但尼子毛人
- 一 口七株五年 但長毛人 重枝 七株五年 但長毛人
- 或植三年 下枝長人少子 丙
口
尼植九年 干通
- 一 布子 但長毛人
- 一 大株八年 但長毛人
- 一 枝桂八年 但長毛人
- 一 枝桂八年 但長毛人
- 一 畠植九年 干通
- 一 金掌植四年 但長毛人
- 一 布子 但長毛人
- 一 金掌植四年 但長毛人
- 一 金掌植四年 但長毛人

 卷二 (Second scroll from top):

- 一 角木八车 但長毛人
- 一 植桂六车 但長毛人
- 一 植桂六车 但長毛人
- 一 植桂六车 但長毛人
- 一 角木八车 但長毛人
- 一 植桂六年 但長毛人
- 一 角木八车 但長毛人
- 一 植桂六年 但長毛人
- 一 植桂六年 但長毛人
- 一 植桂六年 但長毛人

 卷三 (Third scroll from top):

- 一 角木八年 但長毛人
- 一 植桂八年 但長毛人

 卷四 (Bottom scroll):

- 一 植桂八年 但長毛人

【史料 1】天保一二 鉛普請諸入用直積受合帳 (1)

The image displays four pages of a historical manuscript, specifically the 'Tenpo Jitsubetsu' (天保一ニ鉢普請諸入用直積受合帳) from the year Tenpo 12. The text is written in a fluid, cursive hand, characteristic of older Japanese documents. The content is organized into several columns per page, listing various expenses or items. The top two pages show the beginning of the account, detailing items such as '町木工費' (町木工費), '手替費' (手替費), '土石料' (土石料), '手賃' (手賃), and '手取' (手取). The bottom two pages continue the list, including '石工費' (石工費), '手取' (手取), '手賃' (手賃), '手替費' (手替費), and '手取' (手取). The bottom-most page contains only the word '手取' (hand receipt) written twice.

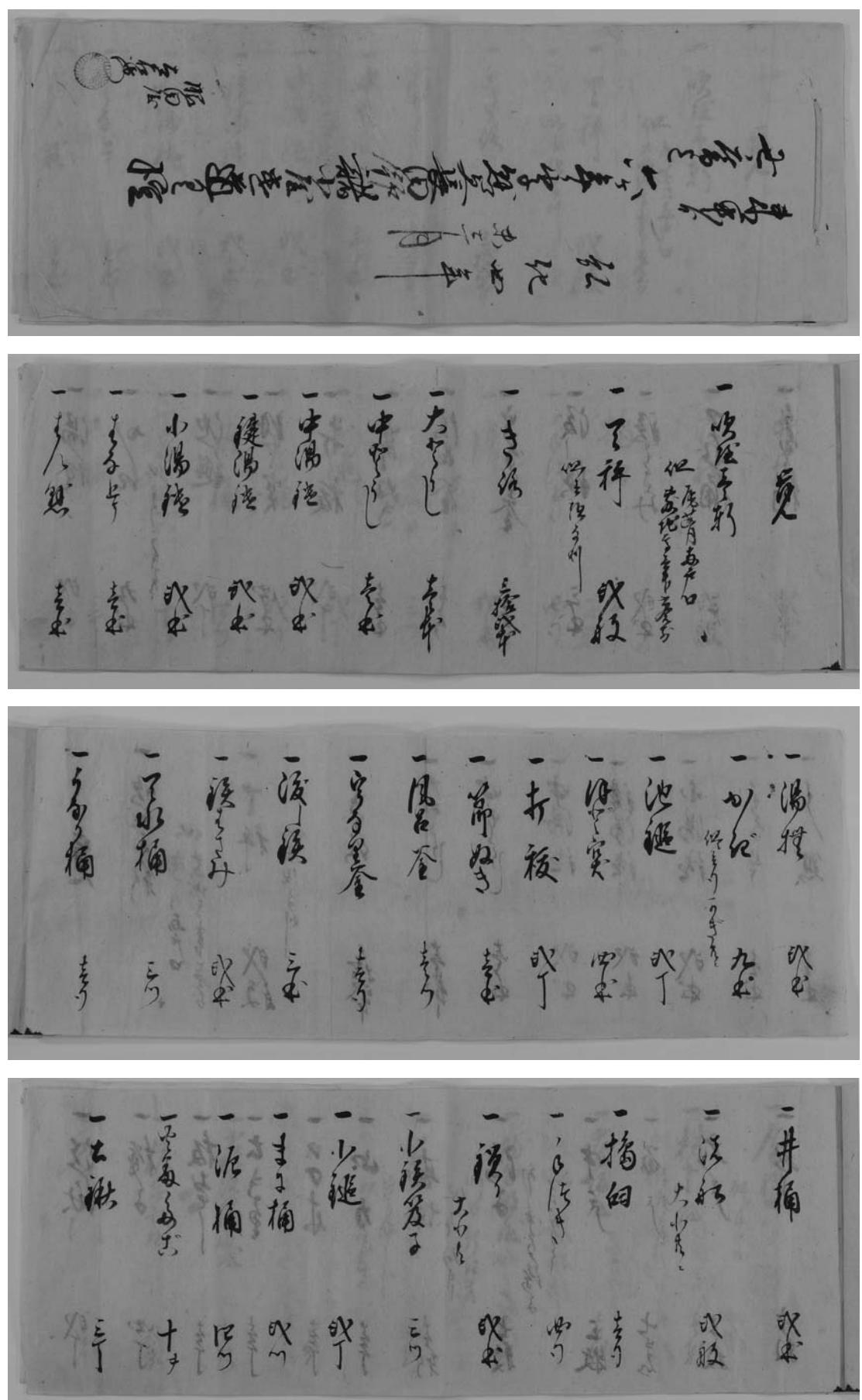
Table structure:

- Page 1: 費用
町木工費 手替費 土石料 手賃 手取
- Page 2: 費用
手替費 土石料 手賃 手取
- Page 3: 費用
手取 手賃 手取
- Page 4: 費用
手取 手賃 手取

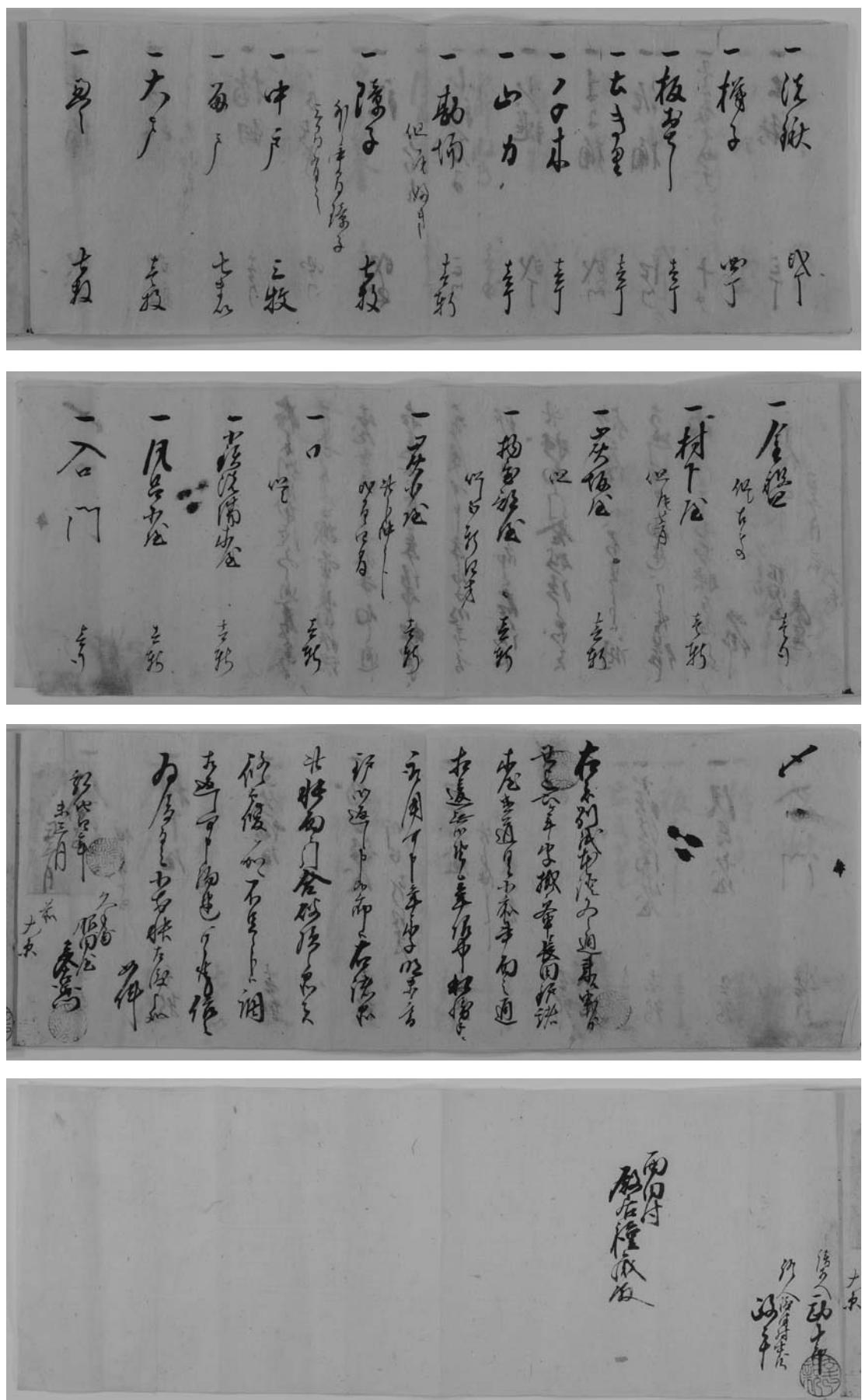
Text examples:

- 町木工費
- 手替費
- 土石料
- 手賃
- 手取
- 石工費
- 手取
- 手賃
- 手替費
- 手取

【史料1】天保一二 鉢普請諸入用直積受合帳（2）



【史料2】弘化四 長田鉢懸り受けにつき諸小屋遣道具控（1）



【史料 2】弘化四 長田鉢懸り受けにつき諸小屋遣道具控（2）

凡例

- 一、史料の翻刻は、原則として新字体に改めたが、地名や人名などの固有名詞は原文のままとした。
- 一、変体仮名は原則として現行仮名に改めたが、者（は）はそのまま用いた。また合字のろ（より）・メ（しめ）もそのままとした。
- 一、適宜読点（、）や並列点（・）を付した。
- 一、署名の下の印は（印）と記した。

【史料1】

天保一二 鉛普請諸入用直積受合帳

(横帳、三七・四cm×一三・八cm)

付図

(一紙、一一〇・五cm×七七・〇cm)

「 天保十二年
丑九月
鉛普請諸入用直積受合帳
」

栗 楠

一大柱八本

但

長壹丈四尺
壹尺壹寸飛つら

栗 杉

一柱拾六本

但

長壹丈四尺
四寸飛つら

栗

一同七拾五本

但
長八尺五寸
四寸飛つら

内
式拾六本

下柱長六尺五寸
角同断

四拾九本
本通

但
長六間半
六尺廻り

松
メ
一下大物式本

但
長四間半
五尺廻り

松
メ
一上大物式本

但
長三間半
五尺廻り

松
メ
一角木四本

但
長五間
五尺廻り

松
メ
一横物六本

但
長三間半
五尺廻り

松
メ
同
一上大物式本

但
長四間半
五尺廻り

松
メ
同
一角木四本

但
長三間半
五尺廻り

松
メ
同
一横物六本

但
長三間半
五尺廻り

松
メ
同
一角木四本

但
長五間
五尺廻り

松
メ
同
一角木四本

但
長三間半
五尺廻り

メ 右三口鉛付山毛上之内ニて取用候事	一布子	一屋那賀	一樽木	一合掌拾式丁	同 一貫百三拾式間	同 一瓦座式拾丁	同 但 長式間物														
-----------------------	-----	------	-----	--------	--------------	-------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

松	釘代合 拾九貫九百五拾文
一高地板六拾五間	一瓦唐草 式壹百八拾枚
同	一平瓦 六千四拾八枚
一並板式拾間	一角 四枚
同	一袖 拾六枚
一高地板持四丁	一がんぶり 百式拾八枚
但 長式間半	一のし 式百五拾六枚
老寸五步掛	一割のし 式百五拾六枚
幅老尺	一大鼓 四つ
同	一筒 四つ
一さな木壱間	瓦數合 六千九百九拾六枚
但 長七尺五寸	外二四枚
式寸掛け	ノ七千枚
同	此代錢 百拾九貫文
一板六部掛式間半	一平夫 式百人 木山出し
戸板	一同 千人
一竹八拾束	一材木川下し 五艘荷
松	一左官 百人役
一樽木掛四丁	一木挽 百五拾人役
但 長壱丈五尺	一大工 四百人役
三寸ニ六寸	ノ賃積 三百式拾八貫文
同	一繩 式百尋
一木釘 五百八拾本	一藁 百八拾束
一同四寸 五百本	小以 百五拾壱貫八百七拾五文
一同三寸 九百本	材木竹直段積
一同式寸 五千本	一五寸釘 五百八拾本
一同六寸 百八拾本	一五寸釘 五百八拾本

右之通、此度鉄普請諸材木外諸入用夫ニ直積致し、双方得心之上我等三人受負候上者、別紙証文之通相調可申候、以上

天保拾式年丑九月

普請受負人

八神村大工 兵吉(印)

勘場支配人 周右衛門(印)

渡津村 渡津村(印)

中屋政平(印)

受相人

太田村 波積屋錫之助(印)

八神村 新屋忠右衛門(印)

同

渡津村 八神屋龜右衛門(印)

同

西田村 殿居種蔵殿

【史料2】

弘化四 長田鉢懸り受けにつき諸小屋遣道具控

(横帳、三八・〇cm × 一三・六cm)

（來ル申ら 六ヶ年季懸り受長田鉢諸小屋遣道具控）

弘化四年未十二月

來ル申ら 六ヶ年季懸り受長田鉢諸小屋遣道具控

丑暮迄

脇田屋太右衛門(印)

〔〕

ノ此二口代拾式貫文
是者前之ノニ入有之

一吹屋壱軒 覚

惣合 六百三拾貫八百廿五文

一 擣臼	但	瓦葺戸口
一 洗船	但	敷地高壠升六合前
一 井桶	但	壠組なり
一 天秤	三拾	式本
大小共二	二 中とうし	壠本
	一 中とうし	壠本
	一 大とうし	壠本
	一 中とうし	壠本
	一 中とうし	壠本
	一 中湯鑓	式本
	一 鍵湯鑓	式本
	一 小湯鑓	式本
	一 はな上ヶ	式本
	一 はん懸	式本
	一 湯撫	式本
	一 かぎ	九本
	但	壠つかぎ共二
	一 池鑓	式丁
	一 ほど突	四本
	一 節ぬき	式本
	一 打抜	式丁
	一 風呂釜	式本
	一 うなり釜	式本
	一 渡し鉄	式本
	一 鉄はさみ	式本
	一 天水桶	式本
	一 うなり桶	式本
	一 井桶	式本
	一 天秤	式本
	但	瓦葺戸口

一 炭坂屋	但	手つき
	一 鎖り	式本
	一 小鉄筈子	式本
	一 小鉗	式本
	一 まに桶	式本
	一 泥桶	式本
	一 火番たご	式本
	一 土鉢	式本
	一 洗鉢	式本
	一 梯子	式本
	一 板おとし	式本
	一 土きり	式本
	一 千木	式本
	一 山力	式本
	一 勘場	式本
	一 但	式本
	一 瓦ふき	式本
	一 障子	式本
	一 外ニ中間障子	式本
	三間有之	式本
	一 壠	式本
	一 金盤	式本
	一 但し	式本
	古もの	式本
壠軒	壠軒	式本

右者、別紙本証文之通、來ル申占丑迄ハケ年季掛受申、長田鉢諸木屋遣道具小前書面之通相違無御座候、年限中私勝手ニ取用可申、年季明末暮鉢御返し申候節ハ、右諸品此帳面ニ引合、破損之品者修覆ヲ加ヘ、不足之分ハ調相返し可申約速ニ御座候、依之為後日之、小前帳相渡申処、如件

弘化四年未十二月

久手浦 脇田屋多右衛門 (印)
請相人 同所大原勘十郎 (印)
証人 渡津村中屋政平

西田村 殿居種蔵殿

但

物置部屋

壠軒

一
炭小屋

但

式軒四方

壠軒

此分沖分

式間四間

壠軒

同

但

壠軒

小鉄洗場木屋

壠軒

風呂小屋

壠軒

入口門

壠軒

一
入

壠軒